

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年8月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400064号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400015号

第1 結論

請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を120万円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年10月25日
② 令和3年10月5日

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る令和3年分賃金台帳及び請求期間②の賞与支払明細書、請求者から提出された請求期間②の賞与支払明細書並びにB銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(流動性)(以下「預金取引明細表」という。)により、請求者は、事業主から120万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求期間②について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年3月27日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者から提出された請求期間①の賞与支払明細書によると、事業主から90万円の賞与が支払われているが、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社は、請求者に対して90万円の賞与を支払ったが、給与システム内の保険料控除の指示チェックが漏れたため、請求期間①の賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、上記賞与支払明細書の差引支給額は、預金取引明細表により確認できる令和元年10月25日の賞与の入金額と一致している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400065号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400016号

第1 結論

請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を120万円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年10月25日
② 令和3年10月5日

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る令和3年分賃金台帳及び請求期間②の賞与支払明細書並びに請求者から提出された請求期間②の賞与支払明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から120万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被

保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年3月27日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者から提出された請求期間①の賞与支払明細書によると、事業主から90万円の賞与が支払われているが、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社は、請求者に対して90万円の賞与を支払ったが、給与システム内の保険料控除の指示チェックが漏れたため、請求期間①の賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、上記賞与支払明細書の差引支給額は、上記預金通帳により確認できる令和元年10月25日の賞与の入金額と一致している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400066号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400017号

第1 結論

請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を120万円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年10月25日
② 令和3年10月5日

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る令和3年分賃金台帳及び請求期間②の賞与支払明細書並びにB銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(流動性)(以下「請求者預金取引明細表」という。)により、請求者は、事業主から120万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被

保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年3月27日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、A社は、10月支払賞与は株主総会決議により役員のみを支給する賞与であり、請求者に対して100万円の賞与を支払ったが、給与システム内の保険料控除の指示チェックが漏れたため、請求期間①の賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、請求者は、請求期間①の賞与支払明細書について、破棄しているため持っていない旨回答しており、厚生年金保険料の控除について確認することができないところ、複数の役員から提出された請求期間①の賞与支払明細書（以下「役員賞与支払明細書」という。）によると、賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、役員賞与支払明細書によると、健康保険料も控除されておらず、所得税のみが控除されており、差引支給額は当該役員から提出された預金通帳又は金融機関から提出された当該役員に係る預金取引明細表（流動性）により確認できる令和元年10月25日の賞与の入金額と一致しているところ、請求者預金取引明細表により確認できる令和元年10月25日の賞与の入金額は、請求者の賞与額から所得税額のみを控除した金額と一致している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400067号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400018号

第1 結論

請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を120万円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年10月25日
② 令和3年10月5日

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る令和3年分賃金台帳及び請求期間②の賞与支払明細書並びにB銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(流動性)(以下「請求者預金取引明細表」という。)により、請求者は、事業主から120万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被

保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年3月27日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、A社は、10月支払賞与は株主総会決議により役員のみを支給する賞与であり、請求者に対して100万円の賞与を支払ったが、給与システム内の保険料控除の指示チェックが漏れたため、請求期間①の賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、請求者は、請求期間①の賞与支払明細書について、破棄しているため持っていない旨回答しており、厚生年金保険料の控除について確認することができないところ、複数の役員から提出された請求期間①の賞与支払明細書（以下「役員賞与支払明細書」という。）によると、賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、役員賞与支払明細書によると、健康保険料も控除されておらず、所得税のみが控除されており、差引支給額は当該役員から提出された預金通帳又は金融機関から提出された当該役員に係る預金取引明細表（流動性）により確認できる令和元年10月25日の賞与の入金額と一致しているところ、請求者預金取引明細表により確認できる令和元年10月25日の賞与の入金額は、請求者の賞与額から所得税額のみを控除した金額と一致している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400069号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400019号

第1 結論

請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年10月25日
② 令和3年10月5日

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る令和3年分賃金台帳及び請求期間②の賞与支払明細書並びに請求者から提出された預金通帳(以下「請求者預金通帳」という。)により、請求者は、事業主から150万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被

保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年3月27日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、A社は、10月支払賞与は株主総会決議により役員のみを支給する賞与であり、請求者に対して102万円の賞与を支払ったが、データ入力の際、厚生年金保険料を控除するための指示項目にチェックが漏れたため、請求者に係る請求期間①の賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、請求者は、請求期間①の賞与支払明細書について、破棄しているため持っていない旨回答しており、厚生年金保険料の控除について確認することができないところ、複数の役員から提出された請求期間①の賞与支払明細書（以下「役員賞与支払明細書」という。）によると、賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、役員賞与支払明細書によると、健康保険料も控除されておらず、所得税のみが控除されており、差引支給額は当該役員から提出された預金通帳又は金融機関から提出された当該役員に係る預金取引明細表（流動性）により確認できる令和元年10月25日の賞与の入金額と一致しているところ、請求者預金通帳により確認できる令和元年10月25日の賞与の入金額は、請求者の賞与額から所得税額のみを控除した金額と一致している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400068号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400005号

第1 結論

昭和60年4月から昭和61年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から昭和61年1月まで

私の年金記録は昭和60年1月7日から昭和61年4月1日まで未加入期間となっている。しかし、私が所持する昭和60年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)によると、社会保険料等の金額欄の申告による控除分(以下「申告による控除分」という。)として3万4,680円と記載されていることから、当該金額は国民年金保険料を納付したことによるものではないかと思う。国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したことは覚えていないが、当該保険料を納付したとすれば、当該未加入期間のうち、私が昭和60年4月から昭和61年1月までA職として勤務した時の給与から納付したと考えられるので、当該期間を国民年金保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B事務所(当時。現在はC事務所)の所長名で発令された昭和60年4月8日付けの「発令通知書」(A職としての雇用期間を昭和61年1月17日までとする内容)を提出し、請求期間の国民年金保険料を納付したとすれば、当該通知書により確認できるA職として勤務した時の給与から納付したと思う旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求期間当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出され、年金手帳が発行されることとなるが、請求者は、年金手帳の交付を受けた

ことはなく、保管もしていない旨回答及び陳述している上、請求者の氏名及び類似の氏名により行った社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる検索の結果、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、請求者の改製原附票により、請求者は請求期間においてD町（当時。現在は、E市）に住所を定めていたことが確認できることから、E市に対して文書照会したところ、同市は、請求者に係る国民年金の記録について、資料の保管がなく確認することができない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の詳細について覚えておらず、手続をしたとすれば、請求期間当時勤務していたF事業所の事務員が行ったと思う旨陳述しているが、制度上、勤務先で国民年金の加入手続を行ったとは考え難い上、国民年金保険料を納付したとすれば、自身の母親が納付したと思う旨陳述しているが、その母親は当該国民年金保険料の納付を覚えていない旨回答している。

また、請求者は、源泉徴収票に、申告による控除分が3万4,680円と記載されていることから、当該金額が国民年金保険料を納付したことによるものではないかと思う旨陳述している。

しかしながら、E市は、請求期間における住民基本台帳の記録が確認できず、請求者に係る国民健康保険の加入記録は確認することができない旨回答している。また、請求者は、大学を卒業しG県でH事業所に勤めた旨陳述しており、オンライン記録によると、昭和58年4月1日から昭和60年1月7日までI共済組合の組合員であったことが確認でき、請求期間においてI共済組合の任意継続組合員であったことが考えられることから、J共済組合に照会したところ、同共済組合の担当者は、資料が保存期限経過により保存されておらず、請求者に係る昭和60年1月7日の退職日以降、任意継続組合員に係る記録の有無を確認することができない旨陳述している。さらに、源泉徴収票の給与の支払者がK事業主であることから、源泉徴収票は、請求者がA職として勤務した時のものと判断でき、C事務所に文書照会を行ったところ、保存年限を過ぎているため資料が保管されておらず、申告による控除分3万4,680円の内訳を確認する方法がない旨回答している。これらのことから、当該3万4,680円の内訳を確認することができず、当該3万4,680円に国民年金保険料が含まれているかどうか確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400043号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成元年8月31日までA社に勤務していたが、国の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同日となっているので、同年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者の記録及び請求者から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用)によると、請求者のA社における離職年月日は平成元年8月30日となっており、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

また、オンライン記録によると、A社は平成20年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成30年3月26日に閉鎖していることが確認できる上、オンライン記録により事業主は既に死亡していることが確認できる。また、同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる役員のうち、所在が確認できた請求期間当時の監査役及びオンライン記録により請求期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、平成2年に同社の取締役就任している者は、いずれも請求者に係る資料は保管していない旨回答していることから、請求者に係る請求期間の勤務、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

さらに、A社に係る閉鎖事項全部証明書により確認できる同社の保全管理人かつ破産管財人であった同社の元代表清算人は、同社は破産時点において各資料が散逸

しており、請求者に係る資料及び情報は無い旨回答していることから、請求者に係る請求期間の勤務、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

加えて、請求期間当時のA社の社会保険事務担当者二人は、いずれも請求者に係る請求期間の勤務、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について不明である旨回答又は陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。